

「若手芸人」が演じるネット動画を活用した 若者向け消費者教育を実施します！

最近、SNSサイトをきっかけとして悪質商法のトラブルに遭うなど、若者を狙った消費者被害の事例が増加しており、より一層の対策が必要となっています。

そこで、若者の消費者被害を防止するため、若手芸人を支援する民間インターネットサイト「芸人ラボ」とタイアップし、悪質商法をテーマに芸人が作った漫才・コント等をネット動画で公開する新たな消費者教育を実施することとしたのでお知らせします。

若者にとって身近に感じる同世代の芸人を通じて被害防止を呼びかけてもらうことで、消費者問題に関心の薄い層にもアプローチし、啓発効果を高めるとともに、消費者被害の未然・拡大防止を図っていきます。

【実施内容・スケジュール】

平成25年 9月～ 若手芸人による漫才・コント等制作（お題「悪質商法」）

// 11月

公開収録（ネット動画用）

平成26年 1月～ インターネット上（YouTube）で動画を公開！
（若者向け悪質商法被害防止キャンペーンと連動）

★「芸人ラボ」と「東京暮らしWEB（暮らしに関わる東京都の情報サイト）」との相互リンク！

※公開収録の開催日時等、詳細が決まり次第お知らせします。



暮らしに関わる東京都の情報サイト

「芸人ラボ」とは？（運営：(株)グラブス）

月1回、特定のお題が決められ、若手芸人たちがネット動画で漫才・コント等を披露し、「おもしろい！」と感じた一般の人から支援金を募る芸人支援サイト。

芸人ラボ

検索

URL : <http://gein.in>

問合せ先

東京都消費生活総合センター活動推進課
電話 03-6228-1331

◎ 参考

<「芸人ラボ」とのタイアップ トップ画面イメージ>



これらの事例を参考に、若手芸人が漫才・コント等をつくります！

<若者の被害事例>

- 街頭で「お肌年齢チェック！」と声をかけられ、店に案内された。チェックの結果は50代の肌。「このままでは大変。うちの美顔器を使えば2年で20代の肌に戻る。」と言われ、25万円もの美顔器を購入してしまった。【**キャッチセールス**】
- SNSできっかけを作って「食事に行こう」などと誘い出され、高額なオイルマッサージの契約をさせられた。【**アポイントメントセールス**】
- 友人から「化粧品を買ってネットワークビジネスに参加して、2、3人友達を紹介すれば、バックマージンですぐに元はとれる。すぐに儲かるので、今お金がなければクレジットを組めばいい」と誘われ、クレジットで化粧品を買い、入会した。その後に会社が倒産した。【**マルチ商法**】
- スマートフォンのバナー広告からアダルトサイトにアクセスした。無料動画とあったので年齢認証を選択し、動画を見るためアプリをダウンロードしたら有料登録になった。携帯電話番号、メールアドレス、現在位置情報が表示され、9万9,800円の請求画面が消えなくなった。【**架空請求**】



消費者被害防止のための寸劇、始めます！

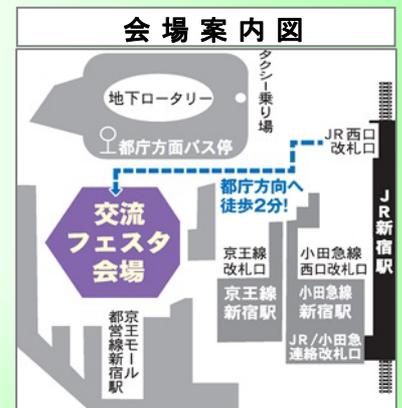
～初演は10月25日、新宿駅西口広場イベントコーナーで～

高齢者や若者を狙った悪質商法が、より巧妙な手口でつぎつぎと現れています。
そこで、悪質商法の手口やその対処法をわかりやすく寸劇で解説するとともに、
被害の未然・拡大防止にすぐに役立つ気づきのポイントをご紹介します。
この度、下記会場で初披露することとしましたので、是非、ご来場ください！

消費者被害防止のための寸劇

—しまった！こまった！だまされた！？—

- 日時** 平成25年10月25日（金曜）
12時20分から13時00分まで（40分間）
- 会場** 新宿駅西口広場イベントコーナー内 アトラクションステージ
（くらしフェスタ東京「見て、聞いて、話そう！交流フェスタ」において実施）
<http://kurashifesta-tokyo.org/2013/festa/index.html>
- 演目** 下記演目を2本立てで上演します。
①「その健康食品、本当に注文しましたか？」
【健康食品の送りつけ商法】
②「無料オンラインゲームの落とし穴」
【インターネットトラブル】
- 参加費等**
 - ・無料
 - ・申込不要
 - （直接会場にお越しください。）
- その他** 交流フェスタのイベントプログラムの進行状況により、上演時間は多少前後することがあります。



<今後の予定について>

今後、区市のイベントなど高齢者や若者の集まる場所に出かけ、積極的に寸劇の上演を行っていきます。上演日時等については、「東京くらしWEB」でお知らせします。

東京くらしWEB

検索



問合せ先

東京都消費生活総合センター活動推進課

電話 03-6228-1331



平成25年5月8日
生活文化局

社員研修用 出前講座を無料で実施します！！

東京都消費生活総合センターでは、マルチ商法、架空請求、インターネット、クレジットカードなどによる悪質商法の被害を防止するために、消費者問題の専門家を派遣して「出前講座」を実施しています。

今年度から、企業等における社員向けの消費者教育を推進するため、お試し版出前講座を無料で実施しますので、お知らせします。

記

- ◆条件：企業等の社員(職員)向け講座
 - ・費用 無料(初回のみ)
 - ・期間 平成28年3月31日まで (平成26・27年度も実施予定)
- ◆講義内容：ネット上の消費者トラブル、高齢者の消費者被害など多様な消費者問題
(新入職員、中堅職員、退職前の職員など、受講対象別でも講義できます。)
- ◆派遣講師：東京都消費者啓発員 (東京都消費生活総合センターが養成した消費生活講座の講師です。)
- ◆講義時間：30分～2時間程度
土曜、日曜、祝祭日は問いません。
ただし、年末・年始の12月29日から1月3日までを除きます。
- ◆申込方法：裏面申込用紙「消費者啓発員派遣申込書」に必要事項を記入し、代表者の捺印の上、実施の一ヶ月前までに下記の申込先まで送付してください。
(日程等が決まりましたら、まずはご連絡ください。)
- ◆申込先・問合せ先：東京都消費生活総合センター
活動推進課協働事業係
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階
電話 03-3235-4167 FAX 03-3235-1229

夏休み

若者向け悪質商法被害防止CMを上映します！

東京都消費生活総合センターでは、8月に、都内映画館で、若者向けに悪質商法被害防止CMを上映します！

映画館でのCM上映は、例年、関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン中の3月に実施していますが、今夏は、若者に話題の映画が数多く上映されているため、初めて夏期に実施します！

【上映期間】

8月3日(土)～16日(金)

【上映館】 下記8劇場

| 地区 | 劇場名 |
|----|-----------------|
| 台場 | シネマメディアージュ |
| 豊洲 | ユナイテッド・シネマ豊洲 |
| 新宿 | 新宿ピカデリー |
| 渋谷 | TOHO シネマズ渋谷 |
| 池袋 | シネマサンシャイン池袋 |
| 練馬 | ユナイテッド・シネマとしまえん |
| 府中 | TOHO シネマズ府中 |
| 昭島 | MOVIX 昭島 |



【15秒CMイメージ】

気球で散歩中に、サギだもんに狙われたカモかも…助かるか!?

8月3日(土)、4日(日)13:00～17:30 には、アーバンドック ららぽーと豊洲で啓発リーフレットやグッズを配布し、悪質商法被害防止を呼びかけます。



【アーバンドック ららぽーと豊洲地図】
○映画館(3階)、☆着ぐるみ会場(1階)



【着ぐるみイメージ】
左:サギだもん 右:カモかも

「カモかも」と
「サギだもん」も
遊びに行くよ♪

【問合せ先】

東京都消費生活総合センター
活動推進課
電話 03-3235-1157